

地域医療勤務環境改善体制整備事業実施要綱

令和3年8月3日3福保医人第1103号

第1 目的

この要綱は、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やデジタル技術の活用等による業務改革を進めていくことを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかを満たす都内の医療機関とする。ただし、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している医療機関を除く。

なお、1及び2の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。

- 1 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- 2 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - (1) 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - (2) 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- 3 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - (1) 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - (2) 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
- 4 その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

第3 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業

第4 事業に係る経費の補助

事業の実施主体が、この要綱に基づき実施する事業に要する経費の補助については、別に定める「地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で行うものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。